福井市要保護児童対策地域協議会設置要綱

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２５条の２第１項の規定に基づき、要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同条第５項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、福井市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の早期発見から支援に至るまでのシステムの構築に関すること。

(2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動及び児童虐待防止に係る啓発活動に関すること。

(3) 要保護児童等に対する支援を行っている事例の評価及び援助方法の検討に関すること。

(4) 関係機関における要保護児童等の支援に係る情報交換に関すること。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

（構成）

第３条　協議会の委員は、別表に掲げる関係機関を代表する者及び児童福祉に関連する職務に従事する者その他関係者（以下「構成機関等」という。）で構成する。

２　会長は、必要があると認めるときは、協議会に構成機関等以外の機関等を参画させることができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、協議会の構成員の互選により選出する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会議）

第６条　協議会に、構成機関等の代表者からなる代表者会議、構成機関等の実務を担当する者からなる実務者会議及び構成機関等の代表者及び実務を担当する者のうち個別の要保護児童等に関係する者からなる個別ケース検討会議を設置する。

２　会長が必要と認める場合は、代表者及び実務を担当する者からなる全体会議を随時開催する。

（代表者会議）

第７条　代表者会議は、要保護児童対策全般について情報交換、施策の策定及び構成機関等の連携の在り方について協議する。

２　代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。

（実務者会議）

第８条　実務者会議は、要保護児童等の実態把握、支援を行っている事例の把握及び要保護児童等の情報交

換を行う。
２　実務者会議は、会長が招集し、その議長となる。
３　議長は、必要に応じて実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。
４　実務者会議を円滑に行うため、実務者会議内に運営会議を置く。
５　運営会議は、福井県総合福祉相談所、福井市福祉部生活支援課、障がい福祉課、子ども福祉課及び子育て支援課、保健衛生部健康管理センター、教育委員会事務局学校教育課その他会長が適当であると認める構成機関等の実務を担当する者で構成する。
６　運営会議の招集及び会議の進行は、福井市福祉部子ども福祉課が行う。

（個別ケース検討会議）
第９条　個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。
（1）個別の要保護児童等の実態把握
（2）個別の要保護児童等に係る支援計画及び役割分担
（3）個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及び検討
（4）その他個別の要保護児童等に係る支援に必要と認められる事項
２　個別ケース検討会議は、次条に規定する要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集する。

（調整機関）
第１０条　市長は、法第２５条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関として、福井市福祉部子ども福祉課を指定する。

（守秘義務）
第１１条　協議会の構成員は、法第２５条の５の規定により、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２１年７月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２２年６月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２４年８月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２５年８月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
この告示は、平成２６年１２月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２９年１０月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

分　野	関 係 機 関
1　学識経験者	大学関係者
	福井弁護士会
2　福祉	福井県総合福祉相談所
	福井市民生児童委員協議会連合会
	公益社団法人福井市民間幼児教育連盟
	学校法人福井仁愛学園
	福井県里親会
	社会福祉法人福井市社会福祉協議会
	社会福祉法人竹伸会
	社会福祉法人慶長会
3　教育	福井県特別支援学校長会
	福井市小学校長会
	福井市中学校長会
	福井市小中学校教頭会
	福井市私立幼稚園・認定こども園協会
4　保健・医療	一般社団法人福井市医師会
	一般社団法人福井市歯科医師会
	福井市保健衛生推進員会
	一般社団法人福井県助産師会
5　人権	福井地方法務局
	福井人権擁護委員協議会福井市部会
6　警察	福井県福井警察署
	福井県福井南警察署
7　福井市	福祉政策課
	生活支援課
	障がい福祉課
	子育て支援課
	健康管理センター
	保健企画課

	学校教育課
	青少年課
	子ども福祉課